

飯豊BC（スポーツ少年団）規則

第1条 名称及び構成

1. 本スポーツ少年団は飯豊BCという。
2. 本団は原則として、飯豊地区を中心に市内の中学生で構成される。
3. 入団を希望する中学生が市外であっても団長の許可があれば入団できる。

第2条 目的

1. バドミントンのルール、マナーの習得。
2. 技術の向上。

第3条 団員綱領

1. スポーツを通して、健全なる精神と身体の育成をはかる。
2. 競技を通して、ルール、マナーの重要性を教え、社会的ルール、マナーを守ることを身につける。
3. 一つの目標に向かって団結し、協力、協調融和、助け合いの精神を身につける。
4. 団結は力なり。
5. 欲は人を向上（成長）させ、強欲（過ぎる欲）は身を亡ぼす。
6. 「お願いします」「ありがとうございました」の感謝の気持ちを忘れない。

第4条 入団及び退団

1. 入団は団長の許可による。
2. 退団は本人の申し出による。
3. 一度退団したものが再入団する場合は、団長の許可のほかに父母会の了承がなければ再入団できない。
4. 団長は、団員及び父母（保護者）が飯豊BCスポーツ少年団規則または、飯豊BCスポーツ少年団父母会会則に違反した場合、団員を除名することができる。

第5条 禁止事項

1. 練習会場、試合会場への携帯電話、スマートフォン、ゲーム機の持ち込み禁止。
2. SNSの使用禁止。
3. 誹謗中傷、責任転嫁の禁止。

附則

この団規則は平成10年7月5日より施行する。

この団規則は平成15年6月7日より一部改正施行する。

この団規則は令和5年10月5日より一部改正施行する。

この団規則は令和6年2月1日より一部改正施行する。

補則

指導要綱

1. バドミントンは個人競技ですが、当団では、チームワークを重視します。
2. 基本的なモラルを身に付けます。
3. 競技スポーツを目的に練習します。
4. 練習はきつく、試合は楽しくをモットーとしています。
5. 文武両道が基本です。

指導基盤

当少年団では、礼儀、マナー、ルールを重視しています。公共の施設を利用し、コーチ、地域、学校といろいろな人たちの協力があつて練習ができていて、大会が行われていることを理解してもらいます。スポーツ選手として大会に参加することは、チームの代表として参加することであつて「強ければ大会に出ることができる」ものではありません。「チームの代表として資質のある選手」が大会に出場することを教えます。「ルール、マナーなくしてスポーツは成り立たない。」が私のモットーです。

基本的なルールである、脱いだ靴はそろえる、付けた電気は消す、開けた戸は閉める、使ったものは片づける、借りていないものは使用しない、使用した施設は綺麗にして返す、挨拶は大きい声です、**「お願いします」**、**「ありがとうございました」**の気持ちを忘れない、決められたことは守る等、当たり前前ことができなくてスポーツ選手としてのルール、競技ルールを守ることはできません。強くなればなるほど規則が厳しくなります。世界のトップ選手になると、自分の所在を明らかにし定期的な連絡をしなければいけません。スポ少を休むのに連絡もできない子ができるでしょうか。食事、給水も、試合時間、コンディショニング等、ジュニアから**「自分で自分に責任を持つ」**習慣を身に付けさせます。

誹謗中傷や責任のなすりつけ、無責任な行動と言動などは禁止です。そのような行為を指導者が確認した場合は注意し、改善が見られない場合は除名とします。

健全な精神の下に行われた試合は、勝ち負け以上に感動を生みます。これは努力したものにだけ与えられる栄光です。子供たちにはたくさんの感動とドラマがあります。

iiitoyoBC（スポーツ少年団）規則

第1条 名称及び構成

1. 本スポーツ少年団は iiitoyoBC という。
ただし、スポーツ少年団登録は便宜上、飯豊BCとし小学生連盟登録は iiitoyoBC とする。
2. 本団は原則として、飯豊地区を中心に市内の小学生で構成される。
3. 入団を希望する小学生が市外であっても団長の許可があれば入団できる。

第2条 目的

1. バドミントンのルール、マナーの習得。
2. 技術の向上。

第3条 団員綱領

1. スポーツを通して、健全なる精神と身体の育成をはかる。
2. 競技を通して、ルール、マナーの重要性を教え、社会的ルール、マナーを守ることを身につける。
3. 一つの目標に向かって団結し、協力、協調融和、助け合いの精神を身につける。
4. 団結は力なり。
5. 欲は人を向上（成長）させ、強欲（過ぎる欲）は身を亡ぼす。
6. 「お願いします」「ありがとうございました」の感謝の気持ちを忘れない。

第4条 入団及び退団

5. 入団は団長の許可による。
6. 退団は本人の申し出による。
7. 一度退団したものが再入団する場合は、団長の許可のほかに父母会の了承がなければ再入団できない。
8. 団長は、団員及び父母（保護者）が飯豊BCスポーツ少年団規則または、飯豊BCスポーツ少年団父母会会則に違反した場合、団員を除名することができる。

第5条 禁止事項

4. 練習会場、試合会場への携帯電話、スマートフォン、ゲーム機の持ち込み禁止。
5. SNSの使用禁止。
6. 誹謗中傷、責任転嫁の禁止。

附則

- この団規則は平成10年7月5日より施行する。
この団規則は平成15年6月7日より一部改正施行する。
この団規則は令和5年10月5日より一部改正施行する。
この団規則は令和6年2月1日より一部改正施行する。